

令和8年第2回狛江市農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和8年2月24日（火曜日）9時45分～10時30分
- 2 場所 防災センター402・403 会議室
- 3 出席者

【会長】	10番	小川 保		
【委員】	1番	石倉 雅裕	2番	増田 純代
	3番	小町 寛行	4番	名古屋 隆
	5番	谷田部 茂	6番	飯田 孝
	7番	鈴木 康久	8番	松坂 秀男
	9番	紺矢 繁雄	11番	富永 和宏
【事務局】	事務局次長 加藤 裕之			
- 4 欠席者

【委員】	なし
------	----
- 5 議題
 - ・ 日程第1 議事録署名委員の指名
 - ・ 日程第2 会期の決定
 - ・ 日程第3 議案第1号
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の
規定に基づく事業計画の認定申請書について
 - ・ 日程第4 専決報告
農地法第4条第1項第7号の規定による
農地転用届出書について
 - ・ 日程第5 協議事項、報告事項、その他
- 6 提出資料
 - ・ 令和8年度市民農園現地相談会予定表
 - ・ 令和8年度狛江市農業委員会総会等日程
 - ・ 令和8年度主要行事日程（案）
 - ・ 東京都農業会議情報第410号
 - ・ 農業委員会活動スローガンの決定について
 - ・ 第67回東京都農業委員会・農業者大会の開催について（連絡）

7 会議の結果

議長

ただいまから令和8年第2回狛江市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は、全員出席ですので、11名です。

次に日程第1、議事録署名委員の指名についてです。狛江市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により2名指名します。6番飯田孝委員と7番鈴木康久委員を指名します。

次に日程第2、会期の決定についてですが、本日1日とします。

次に日程第3、議案第1号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の

規定に基づく事業計画の認定申請書についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

議案第1号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画の認定申請書について説明します。次の資料、令和8年2月9日付けをご覧ください。

申請者すなわち借受人、貸借による権利の設定を受けようとする者は猪方地区の個人です。貸付人すなわち当該生産緑地所有者は猪方地区の個人です。都市農地貸借円滑化法第4条第1項の規定に基づき、借受人から事業計画の認定申請書が狛江市長に提出されました。同法第3項の規定に基づき、事業計画の審査、決定は本農業委員会が担います。賃借権の設定を受けようとする都市農地は生産緑地で、猪方三丁目の2筆で、面積は合計1,722㎡です。農地の所在の目標は、狛江第三分団詰所西交差点の南側となります。賃借権の種類は使用貸借契約です。使用貸借の始期は、認定を受けたのち決定し、存続期間は10年間を予定しております。賃料は無しとなります。

借受人が事業計画の認定を受けるための前提要件として、本件のように農業者が借受人である場合は、農業に年間150日以上常時従事していることが要件となりますが、申請書の2ページ目の下、4番に申請者の耕作の従事状況日数350日との記載があり、申請者は前提要件はクリアしていると判断できます。

農業者が借受人の場合の事業計画の認定の要件の一つ目として、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農業において耕作の事業を行うことが要件となります。このことについては、生産した農作物のおおむね5割以上を、農地のある市や隣接している区市で販売することが基準となりますが、申請者は申請書の2ページ目の3番イにおいて、申請都市農地において生産した農産物を狛江市及び近隣市区町村で販売する営農計画としています。

また、申請者は周辺的生活環境と調和のとれた申請地の利用を行うことが求められます。このことについては、申請者は申請書2ページ目の中段に、現在家族で耕作している農地以外に本件によって農地を借り受けることにより、農地のローテーションを行い効率よく農産物等を生産するとし、収穫後の農産物の残渣、農業資材、収穫期を過ぎた農産物等を圃場に放置せず、適切に除草する取組みを行うと記載しています。申請者は要件の一つ目はクリアできていると認められます。

認定要件の二つ目として、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められることが要件となります。申請者は申請書の4ページ目の下、6番において、地域に調和した品種の選定や栽培方法に考慮した営農を行う、強風や通勤通学など時間帯や気象状況も考慮し、農薬の散布一つでも近隣の方に配慮して行うと記載しています。二つ目の要件についても申請者はクリアしていると判断できます。

認定要件の最後、三つ目として、申請者は賃借権の設定を受けた後において、その耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められることが要件となります。これについては、申請書3ページ目の5-2(1)の作付作物と作付面積欄において、作付作物の枝豆・大根・人参等と権利取得後の面積、(2)大農機具の所有状況はトラクター2台、管理機2台、動噴1台、マルチャー1台、枝豆もぎ機1台、保冷库1台を所有していること、申請書4ページ目の(3)①

権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況を記載する欄に、本人の農作業歴15年と記載があることから、三つ目の要件についても申請者はクリアできると認められます。

また、申請書2ページ目の3、中段下の欄に、貸付人である所有者は、年間50日以上、申請者が当該生産緑地を適切に管理しているか否かを見回り、必要があれば除草等を促し、周辺住民からの苦情等の相談に対応するとの記載があります。貸付人の年間農業従事日数の1割以上の従事の実践、記録、報告により、農地所有者すなわち貸付人に相続が発生した場合、当該生産緑地の買取申出をするにあたり、貸付人は生産緑地の主たる従事者として認められます。

最後に申請に必要な農地の全部事項証明書、案内図、公図の写し、農地の使用貸借契約書の写しの書類は全て整っています。事務局において現地を確認し、申請書類の内容を審査した結果、この事業計画を決定することに問題はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。暫時休憩します。

(休憩)

議長

再開します。

事務局からの説明が終わりましたので、議案第1号について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長

質疑は無いようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認め質疑を終結し、採決をさせていただきます。

日程第3、議案第1号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画の認定申請書について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてを議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

日程第4、専決報告について説明します。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局において専決処理をいたしましたので報告します。

専決報告書、令和8年2月分をご覧ください。

届出人は共栄地区の個人です。農地の所在地は元和泉二丁目の1筆で、面積は合計204㎡です。転用の目的は住宅建築です。農地の所在の目標は狛江第三中学校の西側となります。届出書に必要な添付書類として、農地の全部事項証明書、案内図、公図の写し等は全て整っております。届出書の内容を審査し、周囲の環境の状況を調査した結果、受理することに問題はありませんでした。よって令和8年2月13日付けで受理通知書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。暫時休憩します。

(休憩)

議長

再開します。

事務局からの説明が終わりましたので、本件について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長

質疑はないようですので、日程第4、専決報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については終結します。

次に日程第5、協議事項、報告事項、その他を議題とします。

まず、協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

本日の協議事項は二点ございます。

一点目の生産緑地の取得のあっせんの協力について(依頼)について説明します。次の資料、令和8年1月30日付けをご覧ください。

生産緑地法第10条、及び第13条並びに第17条の2の規定に基づく、狛江市長から本委員会への生産緑地の買取り申出に対する取得あっせんの協力依頼です。申請者は猪方地区猪方三丁目の個人です。買取り申出箇所は猪方三丁目の5筆で、面積は2,458.66㎡です。あっせん期間は令和8年3月23日までです。同法第14条の規定により、買取り申出の日、令和7年12月24日から起算して3ヶ月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかった場合は、生産緑地地区の行為制限が解除されます。

なお、当該生産緑地の所有者死亡に伴う生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、令和7年第12回農業委員会総会において可決されております。

す。つきましては各支部の農業者への周知をしていただき、買取り希望がある場合は今月中に事務局までご連絡をお願いします。

また、本件について広く農業者にあっせんする観点から、本会よりマインズ農協協同組合本店にあっせん協力の依頼をしております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。暫時休憩します。

(休憩)

議長

再開します。

一点目の協議事項の説明が終わりました。本件について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長

質疑は無いようですので、一点目の協議事項、生産緑地の取得あっせんの協力については終結します。

次に、二点目の協議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

それでは、二点目の協議事項、令和8年度市民農園現地相談会予定表(地域活性課)について説明します。例年同様に地域活性課より、市民農園現地相談会の担当委員の割り振りについての依頼です。市民農園利用者への現地相談会実施日は4月4日(土)の午前9時からとなります。令和8年度は全部で9ヶ所です。各農園の担当委員の割り振りをお願いします。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。暫時休憩します。

(休憩)

議長

再開します。

二点目の協議事項の説明が終わりました。本件について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長

質疑は無いようですので、二点目の協議事項、令和8年度市民農園現地相談会予定表について、各市民農園の指導担当の委員の方はよろしくをお願いします。

以上で本件は終結します。

次に、報告事項、その他について事務局から説明をお願いします。

事務局

(説明)

次の資料、協議・報告事項をご覧ください。

報告事項については現時点で分っている1月下旬から6月までの事業、会議等を3ページまで27件記載していますので、後ほどご確認をお願いします。各事業の主催団体から通知が届きましたら随時報告します。

次に4ページ目、その他事項についてです。

一点目は、次の資料、令和8年度狛江市農業委員会総会等日程をご確認ください。こちらの日程でご承認、ご予約いただきますようお願いいたします。

また、合わせて、東京都農業会議より令和8年度主要行事日程(R8.2.18現在)をお示ししておりますので、黄色に塗られている部分が、委員の皆さんに関係する行事ですので、ご確認・ご予約をお願いします。

二点目は、次の資料、東京都農業会議情報第410号が届いておりますので、後ほどご確認をお願いします。

三点目は、農業委員会活動スローガンの決定についてとなっております。令和8～10年度の3年間にわたる農業委員活動の統一スローガンが別紙のとおり決定いたしましたので、ご報告になります。

四点目は、有機肥料購入費助成について(地域活性課)です。資料はございません。有機肥料購入助成の助成率の変更及び対象肥料の種類拡大についてご報告するものでございます。有機肥料購入費の助成率を現行の10/10から3分の2の補助率に変更となります。併せて減農薬資材購入費助成の減農薬普及補助金についても、現行の10/10から3分の2の補助率に変更とするものでございます。助成率は下がりますが、助成対象となる肥料の種類を拡大することで、より効果的にご活用いただけるようにいたします。

なお、購入申込書については、支払い方法等を整理したのち、例年どおり3月の総会をお願いする予定でございます。

最後になりますが、次の資料、第67回東京都農業委員会・農業者大会の開催について(連絡)です。東京都農業会議から大会の詳細が届きましたので共有いたします。

詳細は、移動中にご説明させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。暫時休憩します。

(休憩)

議長

再開します。

報告事項、その他についての説明が終わりました。これらの件について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

議長

質疑は無いようですので、日程第5、協議事項、報告事項、その他については終結
します。

本総会に付議された案件はすべて終了しました。

これにて令和8年第2回狛江市農業委員会総会を閉会します。

(別紙)

■報告事項

- 1 地区別検討会 1月23日(金) 13時30分 調布市文化会館たづくり
出席者(小川会長・飯田職務代理・事務局)
- 2 北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式 2月4日(水)
13時30分 武蔵野スイングホール
出席者(小川会長・受賞者・地区担当委員・事務局)
- 3 狛江市農業経営改善計画認定検討委員会 2月6日(金) 10時
防災センター301会議室 出席者(小川会長)
- 4 東京都農業会議理事会・常設審議委員会・大会運営委員会 2月10日(火)
14時 JA東京南新宿ビル 出席者(小川会長)
- 5 令和8年第2回農業委員会総会 2月24日(火) 9時45分
防災センター402・403会議室 出席者(全委員、事務局)
※総会終了後、第67回農業委員会・農業者大会
- 5 (予定)第67回農業委員会・農業者大会 2月24日(火) 13時30分
羽村プリモホールゆとろぎ 出席予定者(顕彰受賞者、全委員、事務局)
※終了後、祝賀会 18時00分 柏屋
- 6 (予定)主任職員協議会 3月6日(金) 13時 JA東京南新宿ビル
出席予定者(事務局)
- 7 (予定)東京都農業会議通常総会・常設審議委員会 3月17日(火) 14時
ホテルエミシア東京立川 出席予定者(小川会長・事務局)
- 8 (予定)令和8年第3回農業委員会総会 3月19日(木) 9時30分
市役所特別会議室 出席予定者(全委員、事務局)
- 9 (予定)第25期卒業宿泊研修 3月22・23日(日・月) 佐賀県柳川・高島
出席予定者(全委員、前委員、事務局)
※午前7時30分 JAマインズ狛江支店出発
- 10 (予定)令和8年度市民農園現地相談会 4月4日(土) 9時~11時
市内農園9ヶ所 出席予定者(指導担当委員、地域活性課職員)
- 11 (予定)北多摩地区農業委員会連合会理事会・監事会 4月9日(木)
監事会 14時30分 理事会 15時50分 武蔵野市
出席予定者(小川会長、事務局)
- 12 (予定)農業委員会職員基礎研修会 4月10日(金) 時間未定
JA東京南新宿ビル 出席予定者(事務局)
- 13 (予定)東京都農業会議常設審議委員会 4月20日(月) 時間未定
JA東京南新宿ビル 出席予定者(小川会長)
- 14 (予定)令和8年第4回農業委員会総会 4月21日(月) 9時30分
市役所特別会議室 出席予定者(全委員、事務局)
- 15 (予定)都市農地制度基礎研修会 4月24日(金) 時間未定
JA東京南新宿ビル 出席予定者(事務局)
- 16 (予定)生産緑地円滑化法研修会 5月15日(金) 時間未定
JA東京南新宿ビル 出席予定者(事務局)
- 17 (予定)東京都農業会議理事会・常設審議委員会 5月19日(火) 時間未定
JA東京南新宿ビル 出席予定者(小川会長)
- 18 (予定)北多摩地区農業委員会連合会通常総会 5月22日(金) 16時

- 武蔵野市 出席予定者（小川会長、事務局）
- 19 （予定）相続税納税猶予制度研修会 5月22日（金）時間未定
JA 東京南新宿ビル 出席予定者（事務局）
 - 20 （予定）令和8年第5回農業委員会総会 5月25日（月）14時
市役所特別会議室 出席予定者（全委員、事務局）
※総会終了後、15時～ 農地現地調査
 - 21 （予定）都市農地流動化協議会 5月29日（金） 時間未定
JA 東京南新宿ビル 出席予定者（事務局）
 - 22 （予定）農業者年金担当者会議 6月3日（水）時間未定
JA 東京南新宿ビル 出席予定者（事務局）
 - 23 （予定）新規就農・貸借担当者会議 6月4日（木）時間未定
JA 東京南新宿ビル 出席予定者（事務局）
 - 24 （予定）担い手育成会議・主任職員協議会 6月5日（金）時間未定
JA 東京南新宿ビル 出席予定者（事務局）
 - 25 （予定）東京都農業会議通常総会・事業推進協議会・理事会・常設審議委員会
6月17日（水）時間場所未定 出席予定者（小川会長、事務局）
 - 26 （予定）令和8年第6回農業委員会総会 6月22日（月）9時30分
防災センター402・403 会議室 出席予定者（全委員、事務局）
 - 27 （予定）夏季地区別検討会 6月23日（火）時間未定
防災センター401・402 会議室（狛江市開催）
出席予定者（小川会長、飯田職務代理、事務局）

■その他

- ・令和8年度狛江市農業委員会総会等日程
- ・令和8年度主要行事日程（案）
- ・東京都農業会議情報第410号
- ・農業委員会活動スローガンの決定について
- ・有機肥料購入費助成について（地域活性課）
- ・第66回東京都農業委員会・農業者大会の開催について（連絡）